

保医発第0630003号
平成18年6月30日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306005号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第409号）が公布され、平成18年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成18年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(74)の次に次のように加える。
(75)両室ペーシング機能付き植込み型除細動器

ア 両室ペーシング機能付き植込み型除細動器は、埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術の施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、以下のいずれにも該当する患者に対して実施した場合に算定する。

a 次のいずれにも該当すること。

- ① NYHAクラスⅢ又はⅣ
- ② 左室駆出率35%以下
- ③ QRS幅130ms以上

b 次のいずれかに該当すること。

- ① 致死性不整脈による心停止に伴う意識消失の既往を有する患者
- ② 血行動態が破綻する心室頻拍又は心室細動の既往を有する患者
- ③ 非持続性心室頻拍が確認され、かつ電気生理学的検査により心室頻拍又は心室細動が誘発される患者

イ 両室ペーシング機能付き植込み型除細動器の移植術を行った場合は、区分「K599」埋込型除細動器移植術に準じて算定し、両室ペーシング機能付き植込み型除細動器の交換術を行った場合は、区分「K599-2」埋込型除細動器交換術に準じて算定する。

ウ 両室ペーシング機能付き植込み型除細動器の移植術を行った患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。